

## 用語解説

### ■ あ行 ■■■■

<b>アドミッションケア (P5)</b>
施設等に入所する前後の子どもへの支援で、施設等に入所する前の準備期間における支援や生活のリズムを整えるためのサポートを行い、施設等と関係機関が協働しながら、子どもが措置された後の生活の安定を図る。
<b>アフターケア (P5, 66)</b>
施設等を退所した子ども・若者への支援で、生活状況等の確認を行いながら、悩みや困りごと等への相談支援を行う。
<b>意見聴取等措置 (P4)</b>
児童相談所が子どもの施設入所等の措置を行う場合において、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して当該措置等を行うために、あらかじめ年齢、発達の状況その他の当該子どもの事情に応じて行う意見聴取その他の措置。
<b>意見表明等支援事業 (P6, 7, 8, 9, 10)</b>
児童相談所の意見聴取等措置対象の子どもの施設入所等の措置などに係る意見又は意向や、施設入所等の措置が採られている子ども等の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等の適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業。
<b>一時預かり事業 (P11)</b>
日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所、幼稚園、認定こども園等において子どもを一時的に預かる事業。
<b>インケア (P5)</b>
施設等に入所措置された子どもの日々の生活を支え、子どもの心身が健やかに成長できるように様々な支援を行う。

### ■ か行 ■■■■

<b>家庭支援事業 (P1, 3, 11, 12, 14, 17, 18, 34, 56, 64, 65)</b>
児童福祉法に基づき、市町が行う子育て家庭への支援のための6つの事業（子育て短期支援事業、養育訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）。
<b>子育て世代包括支援センター (P11)</b>
主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて支援プランの作成や地域の関係機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、切れ目ない支援を行う市町の機関。こども家庭センターの母子保健機能が役割を担う。

<b>子育て短期支援事業（P11, 15, 17, 26, 48, 54, 56, 64, 65）</b>
保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親等において一定期間、養育・保護その他の支援を行う。
<b>こどもアドボカシー（P5）</b>
こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることができるよう支援すること。
<b>こども家庭センター（P1, 11, 12, 13, 14, 18, 19, 36, 72, 76）</b>
全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う市町の機関。
<b>子ども家庭総合支援拠点（P13）</b>
こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による断続的なソーシャルワーク業務までを行う市町の機関。こども家庭センターの児童福祉機能が役割を担う。

■ さ行 ■■■

<b>里親（P1 ほか）</b>
何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなったこども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。要保護児童を養育する「養育里親」、「専門里親」、養子縁組によって養親になることを希望する「養子縁組里親」などがある。
<b>里親支援センター（P1, 7, 15, 30, 35, 36, 37, 39, 47, 48, 52, 53, 54, 56, 57, 63, 64, 66）</b>
フォスタリング業務を包括的に行う児童福祉施設。
<b>里親支援専門相談員（P39, 53, 56, 57, 63）</b>
里親委託の推進や里親支援の充実のため、児童相談所等と連携しながら活動する乳児院や児童養護施設の職員。
<b>里親等委託率（P40, 47, 49, 51, 52, 54, 55）</b>
代替養育を必要とするこどもの入所先のうち、里親及びファミリーホーム(FH)への委託が占める割合。 算定式 = (里親 + FH) / (里親 + FH + 乳児院 + 児童養護施設)
<b>サポートプラン（P12, 14, 36）</b>
こども家庭センターにおいて、支援の必要性が高い妊産婦・こども及びその家庭を中心に、当該支援対象者の課題と解決のため、当事者ニーズに沿って策定する支援方針。

<b>暫定定員 (P57)</b>
児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等に基づき、施設の入所児童数等の状況を踏まえて算定する数が定員数に満たない場合において、これを暫定的な定員数として措置費を交付するもの。
<b>市町指導委託 (P16)</b>
こどもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、こども家庭センターにおいて、支援対象家庭に対するサポートプランを作成し、同プランに基づく家庭支援事業等の支援を日常的に行うことにより、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対し、児童相談所が在宅指導を市町に委託する措置。
<b>児童委員指導 (P16)</b>
問題等が家庭環境等にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例について、児童相談所が児童委員にこども又はその保護者を指導させる措置。
<b>児童家庭支援センター指導・指導委託 (P16)</b>
施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされるこども及び家庭であって、指導が必要と認められ、地理的要件や過去の相談経緯などを踏まえ、児童家庭支援センターによる指導が適切と考えられる事例について、児童相談所が当該センターにこども又はその保護者を指導させ、又は指導を委託する措置。
<b>児童虐待 (P1, 3, 11, 12, 16, 22, 24, 72, 73, 74, 75)</b>
保護者によりこども（18歳に満たない者）に加えられた行為で、こどもの心や身体を傷つけ、健全な育成や発達を損なう場合を言い、生命の危険のある暴行等に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。児童虐待の防止等に関する法律では①身体的虐待、②性的虐待、③保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、④心理的虐待の4つの行為類型を児童虐待として規定している。
<b>児童相談所 (P1 ほか)</b>
児童福祉法に基づき都道府県等に設置されている児童福祉の専門機関。児童相談所は、こどもに関する様々な問題について家庭や学校などからの相談に対応し、こどもとその家庭についての必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定やその判定に基づく必要な援助（指導、措置）、こどもの一時保護などの業務を行う。
<b>指導措置委託 (P12, 16)</b>
市町や児童家庭支援センター等に委託し、虐待を行った保護者等を指導させる措置。
<b>児童自立支援施設 (P7, 8, 29, 30, 42, 60, 61, 62, 66, 76)</b>
不良行為をなし、又はなすおそれのあるこども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要するこどもを入所させるなどにより、個々のこどもの状況に応じて必要な指導や自立支援等の援助を行うことを目的とする施設。

<b>児童自立生活援助事業（P4, 66, 67, 68, 69）</b>
義務教育終了後、児童養護施設等への入所措置が解除されたこども等に対し、これらの者が共同生活を営む住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援（児童自立生活援助）を行い、併せて児童自立生活援助の実施を解除された者に対して生活相談その他の援助を行う事業。
<b>児童心理治療施設（P8, 29, 30, 42, 60, 61, 66）</b>
軽度の情緒障害のあるこどもが短期間入所、または保護者のもとから通い、情緒障害を治すことを目的とする施設。
<b>児童福祉司スーパーバイザー（P74）</b>
児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童福祉司。
<b>児童養護施設（P2 ほか）</b>
保護者のいない児童（乳児は除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
<b>自立援助ホーム（P4, 5, 30, 31, 42, 62, 66, 67, 68, 69）</b>
児童養護施設等を退所したこども等に対し、これらの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、こども等の自立を支援する事業所。
<b>社会的養育（P1, 2, 3, 5, 11, 12, 69）</b>
社会がこどもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全てのこどもを対象として支援を行うこと。
<b>社会的養護（P1, 2, 4, 5, 7, 8, 66, 67, 69, 70）</b>
保護者のないこどもや保護者に監護させることが適当でないこどもを公的責任で社会的に養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

■ た行 ■■■

<b>代替養育（P1 ほか）</b>
保護者と分離されたこどもが養育を受けること。
<b>短期里親委託（P26, 48）</b>
児童養護施設に入所しているこどもや地域で生活するこどもを1日から1週間程度預かるもので、週末・季節里親や里親レスパイトケア（休息）、委託一時保護がある。
<b>地域子ども・子育て支援事業（P11, 12）</b>
子ども・子育て支援法に基づく市町子ども・子育て支援事業計画に従って、こどもや子育て家庭等を対象に市町が行う事業。

**特定妊婦 (P18, 19, 20)**

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

**特別養子縁組 (P1, 2, 25, 34, 35, 37, 38, 49)**

こどもの福祉の増進を図るため、実親との法的な親子関係を解消し、実子と同じ親子関係を結ぶ制度。

**■ な行 ■■■****乳児院 (P29 ほか)**

保護者がいない又は監護させることが不適當な乳児（原則満1歳に満たない者）を入院させて、養育することを目的とする施設。

**乳児家庭全戸訪問事業 (P11)**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要な支援に結び付ける事業。

**■ は行 ■■■****パーマネンシー保障 (P1, 2, 25, 34, 35, 37, 49)**

こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場」を保障すること。

**ファミリーホーム (P1 ほか)**

家庭で暮らせないこどもを養育者の家庭に迎え入れて養育する家庭養護で、5人から6人のこどもを預かり、基本的な生活習慣や豊かな人間性・社会性を養うこと等を目的とする住居。

**フォスタリング業務 (P39, 52, 53, 54, 63)**

里親の広報・リクルート及びアセスメント、研修、こどもと里親家庭のマッチングはもとより、委託中の支援等の一連の過程において、こどもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。

**福祉型障害児入所施設 (P42, 78)**

障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う児童福祉施設。

**■ ま行 ■■■****民間あっせん機関 (P37, 38)**

民間養子縁組あっせん法に基づき、養親希望者とこどもとの間の養子縁組を斡旋する民間の機関。

■ や行 ■■■

養育支援訪問事業 (P11, 13)

市町が乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認めるこどもや保護者に監護させることが不適當であると認められるこども及び保護者又は出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、こども等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。

要保護児童対策地域協議会 (P11)

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町が、多数の関係機関等の円滑な連携・協力を確保する枠組みとして設置する協議会。

■ ら行 ■■■

リービングケア (P5, 66, 69)

児童養護施設等を退所する前の準備期間に行う自立支援。